昭和拾年（月報番號第一七八號）

No. 12

小作爭議調査表

（昭和十年七月分）

項目	内容
場所	宗像郡東郷町大字大井
關係人員	地主 中山又市 小作人 古野勉平
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は先年小作料滞納勝ちなりし為地主は借財を理由に昨年九月貸付一反三畝を引上げ今年の植付を終了したる所当事者両者間にて口約したるも土地返還せざる時は滞納未の棒引は拒絶（一反三畝に対する小作料の棒引には残余は無條件で申込みたるに付小作人は全部棒引ありとて應せずに困る）（一反六畝甘除）
要求事項	土地返還並に滞納小作料請求（一反六畝）
經過	地主は一反三畝を引上げ其の残余の一反六畝並に二反九畝の滞納小作料要求の小作調停を申請す 七月十一日調停委員會開催の結果左記條件に解決したり
發生	昭和十年七月一日
終熄	昭和〃年七月十二日
關係地種類面積	田 二反九畝
小作人關係團体	ナシ

財團法人 協調會福岡出張所

結果	備考
一、従来通り小作せしむること 二、昭和九年度未納小作料は三割減とし本年七月末日迄に地主住宅に持参支払ふこと	